

ニュースレター No.1

ご 挨拶

ホームレス支援委員会委員長
副田一朗 (市川八幡教会)

第48回日本バプテスト連盟定期総会にて、「ホームレス支援特別委員会」の設置が承認され、2001年4月より委員会活動が始まりました。活動初年度は、委員会の可能性と方向性を見出すことに時間を費やしてしまい、諸教会・伝道所への発信が何もできず、申し訳なく思っています。

2001年度は、ホームレス支援活動を既に行なっている諸教会の情報を集め、また諸教会・伝道所へ、ホームレスの存在の認知・支援活動の実態と可能性・当委員会への期待などについてのアンケートを行ないました。また、11月には、『ホームレス支援～教会に何ができるのか』というテーマの下に、アンケートの分析も加えて、第一回のシンポジウムを開催しました(報告書を作成中です)。

こうした過程を経て、私ども委員会では、活動の目的・内容を次のように確認しています。

- ①ホームレスの生存権と人権を守ることを主眼に置き、ホームレスに対する偏見や差別についても、それらを解消するための情報発信、教育的プログラムを諸教会に提供していく。
- ②様々な苦しみや束縛を負うホームレスが、神の言葉(福音)によって解放され、そこから人間性を回復し、社会生活を取り戻していくことを目的として、活動を進める。
- ③ホームレスを産みだす社会・経済・産業

構造の研究、ホームレス問題の本質を追究していく。特に、共同体(ホーム)を失ったホームレスの現実から、共同体形成に対する神学的構築を進め、信仰共同体を目指す諸教会に提言をしていく。

- ④委員会自体はホームレス支援を直接には行なわないが、既に教会の現場で行なわれている支援活動をサポートする。このために、委員会は相互情報交換の窓口となると共に、諸教会を訪ねるホームレスの対応について苦慮しておられる教会の相談窓口となる。
- ⑤他のホームレス支援活動を行なう団体とも連携を深め、行政・政府に対する働きかけを行なう。

すべてのことを直ぐというわけには参りませんが、一つ一つを積み重ねの中で行なっていきたいと願っています。そして、まずその先がけとして、ニュースレターを発行し、諸教会・伝道所の皆様にお送りすることとしました。今回は、特に地域社会の中で、「彼らは好きでホームレスをしている」との認識が一般に広がっていますが、果してそうなのか?ホームレスの置かれた状況を知っていただくために、各地域の『生活保護』の実態、さらに7月31日に可決成立した『ホームレス自立支援法』について、また、日本バプテスト連盟の諸教会・伝道所の中でホームレス支援に取り組んでいる活動の様子を紹介することとしました。

どうぞ、ご一読下さり、支援活動に興味のある方、また質問・意見など遠慮なく、各地の委員までご連絡下されば幸いです。また合わせて、私ども委員会の働きを覚えて、是非お祈りに覚えて下さいますよう、お願い申し上げます。



支援活動地区の紹介

連盟関係者でホームレス支援活動を行っている地区は、全国に9箇所、関わっている教会、個人は22教会・個人に及びます（委員会調べ）。その中から今回は久留米地区と岐阜地区の活動を紹介したいと思います。

【久留米地区】

①拠点越冬開始

これまで、西鉄久留米駅での炊き出しと、内回り・外回りというコースでのパトロールで、「巡回パトロール方式」の形をとってきました。

2001年12月から、小頭町公園での拠点方式の形に変更しました。巡回パトロールでは60名前後のホームレスとの出会いがありましたが、40名前後のホームレスとの出会いになり、実質的には「減少」した形になっています。

拠点方式への移行による「減少」にはいくつかの理由があると分析しています。

- 1) 体調が優れない、あるいは高齢のために拠点まで出向けない人がいる
- 2) 問題を起こすホームレスがいるところには行きたくないという人がいる
- 3) わざわざ拠点まで行きたくないという人がいる

1)については、これまでも、拠点越冬後に廻る事も幾度か行なってきました。2)については、頭を悩ませてきましたが、先日、その問題行動を起こすホームレスが入院したことにより、今後変化が起こると思われれます。実際に、その後50名を越すホームレスが拠点に集まっています。3)については、私たちの課題として、“期待される活動”となり得ているかが問われたようにも思います。ただ、この3)の人達については、別の教会が、所謂「ホームレス伝道」の枠組みでおにぎりを配っていることから、私たちの活動ではなく、そちらの活動に

よって支えられているという現状もあるようです。

拠点越冬にすることで、支援者もホームレスの人々とじっくり話しをする時間もあり、これまでのような、「おにぎりを配ったら、サア次へ…」という感じではなくなってきました。また、テント張りや、後片づけなど、ホームレスの人達自身が主体的に奉仕をする場面が出てきました。支援者による活動ではなく、当事者と支援者が一緒に作り上げていく活動として、少しずつ充実してきているようにも思います。

②時間を早める

拠点にすることで、ホームレスの人から「時間を早めて欲しい」との意見が出されました。これまで9時スタートだったのですが、寒さや帰っていく時間を鑑み、1月からは8時スタートにしました。そのため、ボランティアの参加もしやすくなり、バタバタと引き返すことがなくなりました。ただ、問題点としては、おにぎり握りを担当している各教会の負担が心配されています。

③越冬車購入

昨年からの報告書を作成し、多くの人に支援を呼び掛けることで、カンパや物資などが充実してきました。また、社会福祉協議会からの歳末助け合い募金の補助金などもあり、財政的に余裕が出てきたことで、車を購入することが出来ました。

拠点越冬では毎回、テントや机、椅子などを運び込んでいますが、越冬車があることで、普段はその車の中に物資を入れ込み、当日、車をそのまま持っていくことが出来るようになりました。それ以前は、越冬の度に倉庫からテントや机を車に積み込み、終わったら、また倉庫になおすということが繰り返されていました。（文責：松藤）



【岐阜地区】

活動発足の経緯

岐阜市では、1999年12月より岐阜バプテスト教会教会員有志が中心となり、岐阜市内キリスト者有志と共に「岐阜野宿生活者支援の会」活動としてホームレス支援活動を行っている。これは、阪神淡路大震災後の現地支援委員会の神戸ホームレス支援炊き出しへの参加者などから、地元のホームレス支援もする必要があるとの意見等があり、調査パトロールを行ったことに端を発している。

活動のめあてと大事にしていること

ホームレス（会では、「野宿生活者」と呼ぶことにしている）の生命や希望が過酷な生活の中で、失われてしまうことがないように、ホームレスと支援者との絆をつくっていく小さな働きとして行っている。人道支援であるのと同時に、信仰生活の一部としての取り組みから始まった関係で、出発と解散のときに現在も祈りを行っている。

活動の内容

- * 12月～3月期は、月2回第二と第四金曜日に炊き出し（場所は市内中心部の金公園）
- * 4月～11月期は、月1回第二金曜日に炊き出し（場所は同上）
- * 春と秋にボランティアの会議（準備と会議の場所は岐阜バプテスト教会会堂）
- * 集まるホームレスの数 40～50名
ボランティアの数 13～18名
- * 渡すもの：おにぎり2個・ゆで卵・お茶・毛布・防寒着・衣類・下着ほか・カイロ・薬・ドーナツ（当初は売れ残りだったが、現在は毎回そのために作ったものを40～50個準備）
- * このほかに平日の活動として野宿生活者の生活相談・物資の緊急持参・入院者の見舞いなどを行っている。

ここ数年の動向について

●ホームレスの数と状況

増加傾向がある。ただし岐阜市近郊では仕事が無いことなどから、短期間で岐阜を離れる人もいるようである。岐阜に留まっている人は概して高齢化（60歳代～）が進んでいる。健康状態も心配されている。

●会の活動の状況

物資の中でも衣類はかなり充実してきている。牧師館一階の6畳の部屋がほぼ満杯。資金不足は進んでいる。この一年で、ボランティアの数は順調に増加した。地元新聞での報道がきっかけで、一般市民が参加し始めている。

●行政の取り組み

共産党市会議員が市議会で質問したこともあり、市民福祉課・市民生活課からの訪問を受けた。連携していくことを確認。今後の取り組みに期待。社会福祉協議会の職員が活動に参加している。

活動の課題

- ①ホームレスとボランティアのコミュニケーションや信頼関係をどう作るかが課題。
- ②高齢者、障害者、女性のホームレスへの行政の取り組みを促していく
- ③活動資金と物資保管場所の調達をどのように行っていくか
- ④祈りについて（会議で話し合い、現在は了解していただいているけれども）
ボランティアに参加している一般市民と、キリスト者との関係をどう見るか
- ⑤ボランティア参加者の充実と、役割分担による負担の軽減

岐阜バプテスト教会の課題として

活動に対して、教会の宣教のわざとすることに抵抗があるという意見があり、今後の理解を深めるための学習などが必要。

（文責：野口）



「ホームレス自立支援法」を考える もう知らぬ顔はできなくなった

このニュースレターがお手元に届くころには「ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法」が国会で成立しているかもしれませんが。2001年6月に民主党が同様の趣旨の法案を提出し、継続審議となっていました。今年1月に今度は与党3党から提出され、この原稿を書いている時点では衆議院の厚生労働委員会で審議中です。

この法案が出てきた背景には、もちろん急増したホームレスが多くの人目に触れるようになり、社会の関心が一気に高まってきた事実があります。同じ人間として家を失った隣人の存在に心を痛める人もあれば、迷惑だ、汚い、恐いといった感情から役所に苦情を言う人もあるでしょう。いずれにしても、ますます深刻化する状況の中で、国としてもこれまでのようにホームレスの存在を無視してはいられなくなったことを示しています。

この法案の中身と、ホームレス支援のため働いてきた人たちの意見を簡単にまとめ、今後の支援活動の方向を考えてみましょう。

◆ どういう法律か

法案では、第1条で「自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状」を認め、国や地方自治体の「責務を明らかにする」とうたっています。また第3条では施策の目標として(1)自立の意思のあるホームレスに対し雇用確保、職業訓練、住宅入居支援、健康診断と医療の提供などにより自立を支援する、(2)特に問題の深刻な地域で就業の機会を作ることでホームレスの発生を防止する、(3)一時宿泊、物品の支給などの緊急援助や生活保護、国民に対する啓発活動による人権の擁護などを通してホームレス問題の解決を図る、といったことを挙げています。

この目標を達するため、ホームレス自身が国や地方自治体の施策を活用するなどに

より自立に努めること(第4条)、国と地方自治体が施策を策定・実施すること(第5条)、国民がこれらの施策に協力すること(第6条)を定めています。

具体的には、国が地方自治体の協力を得てホームレスの全国的な実態調査を行い(第14条)、厚生労働大臣と国土交通大臣が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」と「実施計画」を策定し、必要に応じて都道府県や市区町村でも実施計画を策定することになっています(第8,9条)。

この計画策定に際して民間団体の意見を聴くほか、実施に当たっても民間団体の能力の活用を図り、場合によっては公費を支出することもできるようになります(第9条の3,第10,12条)。他方、公園などの施設管理者が「当該施設の適正な利用を確保するため必要な措置をとる」ことも定めている(第11条)のは追い出しとの関係で気になるところです。

なお、「臨時措置法」と言うとおおり、法案では施行後5年で見直し、10年で廃止することが初めから決められています。第3条に挙げられている目標が、生存権という視点から見るとあまりにも当然のものであるだけに、なぜ10年で廃止しなければならないのか、ちょっと不思議ではありません。

◆ よい点とわるい点

ホームレス支援の働きに関わってきた人たちの間でも、この法案に対する評価は分かれています。

とにもかくにも、国がやっと重い腰を上げてホームレスの問題に取り組もうとしていることには大きな意義があります。生活保護法はすべての生活困窮者を無条件に保護することを定めていますが、現状では家がない人はそれだけで生活保護の申請を受け付けてもらえません。いちばん困っている人が国の施策から締め出されているのです。このことを考えると、今度の法案に「住宅への入居の支援」「生活保護法による保護の実施」が盛り込まれたことは画期的なことと言えます。

民間団体との緊密な連携を打ち出したことも特色です。ホームレスとの信頼関係を長年にわたって培ってきた民間のボランテ

ィア団体を見做しては効果的な施策は進められないという認識が出てきたものと思われる。地方自治体レベルでは計画段階から民間の意見を聴くように努めることとされています。

ホームレスの自立は、決してお金を出して居宅設置の手続きを事務的に行えばすむというものではありません。ホーム（家庭）を失った人を支える心のつながりがなければ、ちょっとしたきっかけでホームレス生活に戻ってしまうのです。この点で民間団体の果たす役割はますます大きくなっていくでしょう。

今度の法案では、さらに踏み込んで「民間団体を支援するため財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努める」とも言っています。民間団体の活動がこれによって大きく広がる可能性も出てきました。例えばボランティア団体が地方自治体からしごとを請け負って、ホームレスが就業する機会を作り出すことも考えられるのです。それだけに社会的責任も重くなってきます。

一方、この法案に反対する団体や個人も少なくありません。第1に挙げられるのは、政府が生活保護法に違反して、明らかに生活に困窮している人を保護しようとしなからホームレスが増えたのであり、今ある法律をきちんと運用すればホームレス問題は十分解決できるという点です。確かにいくらよい法律ができて国自身が守らないのでは意味がありません。

また、これまで政府の肝いりで大都市で作られてきた収容施設では、一人が使えるスペースが二段ベッドの一段とロッカー一つしかなく、門限も早すぎるなど、不自由な生活を強いられることが指摘されています。プライバシーも不十分なこの種の施設に入ろうとしない人は、国の提供する施策を活用していないと判断され、ひいては自立の意思がないと見なされて再び切り捨てられるおそれもあります。

さらに、公園などの施設管理者が施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるという規定が、強制的な追い出しに拍車をかけるおそれがある、不服申し立ての手続きが整備されていないため、ホームレス自身が意思表示をする機会がない、といった心配もあります。

◆連携できるところは連携し、粘り強く味方をふやそう

いろいろの問題点はあるながらも、とにかく路上で死ぬ人をこれ以上出さないためにこの法律がある程度役に立ってくれるのではないかと期待している、というのが私個人の正直な気持ちです。

せっかく公費を投入するのですから、少しでも効果が上がるように、私たちもできるだけの協力はしたいものです。自立へと歩む人の伴走者のような存在になれるなら、たいへんうれしいことだと思います。また行政側が提案するさまざまな施策が本当にニーズに合っているかどうか検討するとか、夜回りのときに直接意見を聞くとかいう形で、ホームレス自身の意見を伝えていけばずいぶん役に立つはずですよ。

もちろん、この法律さえできれば安心というわけにはいきません。結局は、行政機関が生存権の精神に従ってこの法律を運用してくれるかどうかによって、ホームレス問題の解決に役立つか、それとも逆効果になるかも決まってくるのです。国に腰を上げさせたのは世論の力です。その形成には私たちの活動も多少は影響を与えてきたのではないのでしょうか。だとすれば、この法律が生かされるためにも、今まで以上に広範な人々に働きかけてホームレスに対する誤解や偏見を解き、市民の大きな連帯の輪を作り出すことを目指さなければならないでしょう。

イエスがみ国を宣べ伝えられたとき、その目の前には、飼う者のない羊のように弱り果て倒れている群衆がいました。ローマ帝国による搾取、暴走する市場経済、宗教的道徳的な偏見といったオオカミに容赦なくかみ裂かれる人々がいたのです。イエスは腹の底からの憐れみをもって彼らを見ました——非難もなく攻撃もなく、ただ深い憐れみをもって。国のホームレス政策に転換の可能性が見えてきた今、この方に招かれて、さらなる働きへと送り出してくださいませ。 (文責：高市和久)



ホームレスが横になれないようにまん中にベンチがはめこまれたベンチ

ホームレスの置かれた現状 ～生活保護法から～

- ◆ホームレス支援を続けていて、市民の方などから『ホームレスは汚いし、怖い。怠け者だ』という声を耳にすることがあります。確かに、昼間から酒を浴び泥酔状態にある人、また風呂にも長らく入れずにいる人が一部にいるのも事実です。けれども、全ての人がそうではありませんし、またそうした状況にある人も最初からそうであったかという、そうだとはいえませんが、長引く不況の中で、自暴自棄になっていく現実があるのです。
- ◆また、『彼らは好きでホームレスをやっている』との声も耳にします。これにしても90%以上の方が「仕事をしたい」と答えている各地のアンケート結果があります。長引く不況で、20世紀末には、かつてビルや道路建設などに従事していた日雇労働者が仕事を失い、21世紀を迎えた今日ではリストラにあったサラリーマンの中からもホームレスが生まれています。さらに、段々と弱年齢化している現状もあります。そして、『好きでホームレスをやっている』という声の背景に、多くの方が『社会福祉が充実した日本で、それを利用しない本人が悪い』との理解があるようです。
- ◆確かに、日本国憲法25条(生存権・国の社会保障義務)には、『①国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び推進に努めなければならない』とあり、この憲法の理念に基づき、生活困窮者に対して『生活保護法』が規定され、運用されています。生活困窮状態のホームレスが、本来この生活保護に与るべきと誰もが考えても不思議ではありません。

せん。しかし、実態はどうなのでしょう。そこで、支援を行なうバプテスト教会の牧師に各地の「生活保護」の実情を報告していただきました。(次頁表参照)

- ◆各地の生活保護の実態について、多少の違いこそあれ、どの地域でも生活保護の申請には、「居住地(住居)」が、生活保護法では必要要件とされていないにも関わらず、最低条件とされていることは共通しています。居住地がない者こそ、何らかの支援・援助の必要性があると考えられますが、実情はそうしたホームレス(路上生活者)は受けたくても受けられないというのが、現実です。また市川市の60歳を除いて、どの地域も65歳という要件がありますが、そこには65歳以下は「就労年齢である」という考え方があります。しかし、この不景気の時代、50代でも職を見つけることが困難な時代です。たとえ、求人があっても、居住地(連絡先)がないということは、就職に大きなハンディでもあります。
- ◆医療行為についても、同様なことが言えます。支援団体があるところは、最近になって、通院治療も可能になりつつありますが、まだまだ多くの地域では、北九州のように、救急搬送に限るという扱いを受けています。救急車で運ばれる病状とは、かなりの状態です。このことは病気の早期発見・早期治療にはほど遠いということです。現実に各地から「路上でのホームレスの死」の報告がありますし、市川に限って言えば、今年に入って、既に50代の方が4名亡くなっています。まさに、生活保護を受ける対象として、最も近そうで最も遠いのがホームレスということが言えるかも知れません。寒い冬の気候の中、また虫の飛び交う暑い夏の最中、路上生活を「好んで」行なう人がどれほどいるのでしょうか。ホームレスの置かれた現状を、少しでも理解していただければ幸いです。(文責：副田)

各地の生活保護の実態

	生活保護が認められる要件	家賃・家具什器費	医療(急迫)保護の実情
北九州	路上からの保護申請は不可。居住地が必要で、65歳以上であること。ただし、市の指定する医師が「就労不可」と認定した場合には65歳以下でも可。	家賃上限は31500円。家具什器費は25000円まで。電化製品については、医療上必要な場合のみ冷蔵庫可。テレビは不可。	救急車による救急搬送の場合のみ。一日医療(通院)などはない。また、救急搬送でも受け入れない病院も多い。
神戸	路上からの保護申請は不可。居住地が必要だが、簡易宿泊所も住居と認める。65歳以上が条件だが、昨今の就業事情により、若く「就労可」の者でも認められるケースも。	家賃上限は42500円。家具什器費は、区・ケースワーカーで違うが概ね、特別基準の42000円。テレビを認めるケースもある。	救急搬送以外に、福祉事務所に医療を申し出て診療を受けられる。この他、更生援護相談所で嘱託医の診察を受けることも(週二回)。
京都	路上からの保護申請は不可。居住地が必要だが、京都中央保護センターを住所に受け付ける。65歳以上が条件だが医師が「就労不可」と認定した場合には65歳以下も可。	家賃上限は45000円。家具什器費は、大体2万円。場合によっては6万円出ることも。テレビ・クーラーは認められない。	救急搬送以外に、福祉事務所で医療券をもらい、通院も可能。この他、歯の治療・目の矯正(メガネ)も可。
藤沢／神奈川	路上からの保護申請は不可。過去にカトリック教会敷地内生活者に保護を認めたケースがある。65歳以上が条件だが、医師の「就労不可」の認定により65歳以下も可。	家賃上限は46000円。家具什器費は、25000円で、生活必需品に限る。ただし、保護費を貯めて自分で購入するものには制限はない。	救急搬送が原則。ただし、福祉事務所に申し出、診察を受けることができる。一日医療(通院)については、病状による。
市川／千葉	路上からの保護申請は不可。居住地が必要で、60歳以上。ただし60歳以下でも、医師の「就労不可」の認定の場合、また「就労準備」の理由でも認める。	家賃上限は46000円。家具什器費は、支援団体関係者については、全て42000円。購入品目に制限はない。	救急搬送が原則だが、福祉事務所に申し出、医療券により、診察、通院治療も可能。歯の治療は、状況による。

*家具什器費；居宅した折、生活に必要なと認められる家具・電化品・生活用品を購入するための費用





ホームレス支援委員会シンポジウムのご案内



ホームレス支援委員会では、下記の通り 2002 年度シンポジウムを予定しております。参加希望の方は、9 月 20 日 (金) までに、別紙申込み書にて、連盟事務所ホームレス支援委員会 (中嶋) 宛、お申し込みください。講演のみの参加も大歓迎です。また、遠方の方には交通費の一部補助があります。

たくさんの方のご参加をお待ちしております。

在 主

記

●日 時：2002 年 10 月 7 日 (月) 13:00~9 日 (水) 12:00

●場 所：連盟事務所

埼玉県さいたま市南浦和 1-2-4 電話：048(883)1091 FAX：048(883)1092

●参加費用：全日参加 5000 円 部分参加 2000 円 (食事代は別途)

●プログラム

《7 日》 13:00~14:00 受付
14:00~15:00 開会礼拝
15:00~18:00 各地区報告
18:00~19:00 食事

A 19:00~21:00 聖書研究 (濱野道雄師)

《8 日》 9:00~ 9:30 朝礼拝

B 9:30~12:00 社会的経済的背景の学び (吉高叶師)

12:00~13:30 昼食 (各自外食)

C 13:30~15:30 聖書研究 (奥田知志師)

D 15:30~17:30 教会活動としての証し (岐阜教会)

17:30~19:00 夕食

E 19:00~21:00 講演 (本田哲郎神父)

《9 日》 9:00~ 9:30 朝礼拝

9:30~12:00 第二回委員会

どのプログラムもどなたでもご参加できます。講演形式のプログラムは A~E のプログラムです。会場準備の都合上、申込みをくれなくお願い致します。

9 月 20 日 (金) 締切です。宿泊人数に限りがありますので、宿泊希望の方はお早めにお申し込みください。尚、宿泊は全日程参加の方を優先させていただきます。

【講師紹介】本田哲郎 1942 年生まれ。1965 年上智大学卒業、フランシスコ会入会。1971 年司祭叙階。大阪の日雇労働者の街、釜ヶ崎で野宿労働者の支援活動をつづけている。著書『小さくされた者の側に立つ神』(新世社)、『イザヤ書を読む』(筑摩書房) など。